新潟市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　8年　10月　2日

新潟市長　中原八一

新潟市条例第 42 号

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例

新潟市営住宅条例（平成９年新潟市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３８条の２」を「第３８条の３」に改める。

第７条第２項ただし書を削り、同項第７号中「又はイ」を「からエまでのいずれか」に改め、同号ア中「含む。）の保護」の次に「又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２３条第１項の保護」を加え、同号に次のように加える。

ウ　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）第９条に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第３条に規定する配偶者暴力相談支援センター（以下「配偶者暴力相談支援センター」という。）による配偶者からの暴力（配偶者暴力防止等法第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を含む。以下同じ。）を受けている旨の証明を受けている者

エ　配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に規定する福祉に関する事務所をいう。）、配偶者暴力相談支援担当部署又は行政機関と連携して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体による配偶者からの暴力を受けている旨の確認を受けている者

第７条第５項中「第２項本文」を「第２項」に改め、同条中第６項を削り、第７項を第６項とする。

第４章中第３８条の２の次に次の１条を加える。

（子育て世帯向けの再度の定期使用許可）

第３８条の３　市長は、前条第１項の規定により子育て世帯向けとして市長が別に定める

住戸について定期使用許可を受けた者が、その定期使用許可の期間が満了する日において、第７条第１項、第２項又は第３項の条件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申込みにより、その者が受けている定期使用許可の期間の満了の日の翌日を始期とする定期使用許可をすることができる。ただし、第３１条第１項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）　前条第１項の規則で定める条件を備えること。

（２）　前号に掲げる者以外の者であって、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する中学校、高等学校その他規則で定める学校に在学する子（修業年限を超えて在学する者を除き、疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により修業年限を超えて在学する者を含む。）と同居していること。

２　前項の規定による定期使用許可の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

（１）　前項第１号に該当する場合　５年間

（２）　前項第２号に該当する場合　当該子が卒業する年度の末日まで。ただし、同居する子が２人以上ある場合は、そのうち最も遅く卒業する子が卒業する年度の末日まで。

別表第１日和山住宅の項を削り、同表松浜町住宅の項位置の欄中「新潟市北区松浜４丁目及び５丁目」を「新潟市北区松浜５丁目」に改める。

別表第３巻１２区住宅の項を削る。

別表第４新石山住宅第２駐車場の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（子育て世帯向けの再度の定期使用許可に関する経過措置）

２　市長は、平成２４年４月１日前に子育て世帯向けとして市長が別に定める住戸につい

て定期使用許可を受けて入居した者で、施行日の前日において当該住戸に係る定期使用許可の効力を有するもの（以下「経過措置対象者」という。）について、第３８条の３の規定にかかわらず、第７条第１項、第２項又は第３項の条件を満たす場合は、その申込みにより、その者が受けている定期使用許可の期間の満了の日の翌日を始期とする定期使用許可をすることができる。ただし、第３１条第１項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

３　前項の定期使用許可の期間は５年間とし、申込みの時期その他経過措置対象者に係る定期使用許可に関し必要な事項は、規則で定める。

（子育て世帯向けの再度の定期使用許可に関する準備行為）

４　市長は、施行日前においても、前２項の規定の例により定期使用許可をすることができる。